一項、第四十七条、第四十八条、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	
六～三十一　（略）	（略）
三十二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	（略）
三十三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	（略）
三十四～六十五　（略）	（略）
六十六　保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験	（略）
六十七　削除	削除
六十八～百三十二　（略）	（略）
備考 一　（略） 二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	
（略）	（略）
第五十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円
（略）	（略）

める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	
六～三十一　（略）	（略）
三十二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	（略）
三十三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	（略）
三十四～六十五　（略）	（略）
六十六　保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験に限る。）	（略）
六十七　保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
六十八～百三十二　（略）	（略）
備考 一　（略） 二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	
（略）	（略）
第五十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円
（略）	（略）